

つきあいできなくなってしまうのはもっとひどいわけですよね。

質問者 5 母子家庭のほうにまたちょっと話を。こういうケースがあったんですよね。以前そういう調査をしたときに、母子寮でいわゆるシングルマザーの人に、母子家庭の方に話を聞いていたんですけども、母子寮の場合、かなりケースワーカーの人とかがよく接することがありますよね。まだ二十前後の人人が、私は自立すんねんとかいって、今は生活保護を受給しているけれども、先生からもそう言われるし自分もそう思っているといってね。今もパートで勤めているんですけどもね。確かに自立ということでそういう指導も行き届いていて、本人もその意欲があるのですが、実際に母子寮を出た場合に、あるいは生活保護から抜けたときに、まず住宅費とかを考えたら大変なんですよね。それまでの生活基準がガクッと落ちるのが予想されるんだけど、明るく本人はそう言うのでね。頑張りという感じになってしまふんだけど、その辺のこれまで保護廃止された家庭などをごらんになっていますでしょうか。そういうケースを経験されたことは。保護をケースで持っている場合、そこから保護を廃止になった家庭がその後どうなっているかということは何かフォローされる。

N 生活保護受給中にワーカーとかかわりを持ちながらやってきたのが、保護廃止になったあとどうしているかということですか。

C 億測なんでしょうけれども、私の場合、少ないながら廃止後もつきあうというのは、私の職は・・・・。私は63条と78条、不正受給者と、それから資力がありながら保護を受けた方の債権のこっちにも係があるんですけど、うちが・・・・1,300万ぐらい・・・・いるんですよね。そういう方たち、貧しい・・・・私はお金を返していただく仕事もしているのですが。それは自立なさっている。また・・・・の返還・・・ということでかかわることがあります。ギリギリの生活皆さんなさっておられて。

N そこはまさにケースワークの問題なんだと思いますが、先ほど私たちは1年とか2年とか、長くとも3年ぐらいで担当がかわっていきます。保護を受けておられる、受けておられないにかかわらず、それぞれのご家庭が基本的には今お住まいの地域で生活をされていくわけですので、ですから保護受給されておられる方々についても、生活保護のワーカーにだけべったりの関係をつくっていたのでは、いろいろな意味で弊害が出るのかなというふうに思うんですね。ですから、特に廃止していくケースなども考えると、母子家庭の方であろうがなかろうが、その方が日常的に相談を持ちかけていける方とのパイプをつないでいく仕事もケースワークの仕事の中にはあるのだろうと。それができて廃止になっている方々は、そういう部分をうまく利用しながら、それが場合によっては関係がこじれていた身内の方かもしくないし、民生委員さんかもしくないし、場合によっては児童相談所だったりするかもしれませんし家庭相談員かもしれませんし、いろいろな子供の養育に対してとか、・・・・についてはいろいろな電話相談とかもありますよね。そういうところの情報提供がきちんとできて、保護から離れていっている方はそれらを上手に利用されていますし、それがうまくできないうちに保護廃止になった場合には、ある程度は保護廃止後も電話がきて相談を受けながら、これはこっちでやっているから、こっちでこたえられる問題でもいつまでも生活保護とおつきあいしていけるわけではないですから、場合によってはこういう機関のこういう人と相談してみてねという形で橋渡しをするとかしながら、やはり上手に利用していける人を身につけさせるというんですか。

質問者 1 それも自立の一つのわけですね。

N それは自立です。まさに自立だと思います。ですから、それは生活保護ワーカーのいわゆるケースワークの仕事なのだろうと思います。ただ、それは時間的な問題とか、もちろん先ほど言いましたどんどん担当がかわっていきますので、うまく到達できるかできないかというのは個別のケースのかかわりになってきますので。

質問者 1 いったん出ていって、また戻ってくるケースはありますか。

N ありますね。

C 皆さん自立なさるんだけど、自立するときに相当な収入があつて自立するというケースは少ないんですよね。それから、自立のときに例えばご自分の子供を引き取るとか、県外転出とか別の家庭に入ってしまうという自立だったらともかく、そんなにたくさんの収入を得て自立するわけではないですから、ささいなことでもまた病気になつたりとか、それから家族構成員が変わるとか、そういうことでやはりまた元に戻つたりとか。やはりそうした自立した方でも、うまくやっている方たちというのは相談うまいですね。保護廃止になってからも、相談の電話が入りますもの。だから、どこに相談にいったらいいのか聞きますしね。ちょっとしたかかわりを持った人に電話をよこしますので、そうするとこちらもそういうときはこうよ、ああよというアドバイスできますしね。

質問者 5 何か聞いた話で、イギリスなんかでメンターといふんですかね。結局同じ境遇とか、

あるいは相談相手、あるいは兄弟分みたいな形の人のアドバイスが一番役に立つといいますかね。そういうものが、例えば、こういう例がいいのかわからないけど、アルコール依存から治った人の集まりに自分も行くとか、母子家庭の母親の同じ人の集まりにいってどういうふうに生活やりくりしているかとか、そういうふうなところへ橋渡しするのも一つのカウンセリング、ケースワークの仕事の一つかなとも思ってみたりすることもあるんですけどね。

N その人が住んでいる地域、それぞれの受け皿が全部あるというわけでもなかつたりしますので、ある場合に、やはりつなげるという……。

質問者 5 母子家庭のそういういろいろな調査をやったときに、どういう情報が一番有益でしたかというと、やはり同じ境遇を乗り越えてきたというか経験した人の話というのが、本人自身が役に立つというようなことを言っていたので、そういうのをうまくセッティングといいますか。つなげるというのがひょっとして必要なかなとも思いますけどね。

質問者 1 それでは、割とまとめ的な話になってしまいますが、自立を促していくということを一つの大きな福祉行政の目標というふうに今、仮にたてたとすると、一体今の制度を、政策やら制度でもし工夫ができる余地があるところがあるとしたらどんなところかと思うのですが。例えば、よく私たちの議論の中で言われるのは、保護基準が少し高すぎるから、それをもう少し下げれば、もうちょっと自分で働くインセンティブが、働く意欲が増すだろうとか、あるいは逆に、出ていったときの賃金がもうちょっと高ければ、ちゃんとそこで働き続けて戻ってこずにするだろうとかという机の上の議論はいろいろあるのですが、実際に見られていてどのように感じられますでしょうか。

N ……議論に出る、例えばとおっしゃったのは非常によく、例えば現場のワーカーたちでもよく口にはのぼることなんですが、保護基準というのはやはり非常に慎重に検討しなければいけないものなんだろうなという。保護基準が下がったら、私の公務員の給料も下がるだろうというところも含めてなのですが、それは置いておいて、これは録音になってしまいましたね。やはり仕事をしている中で保護基準が高いという感覚を持つ場合もありますし、言葉が出る場合もありますが、保護基準が高いかどうかというのはものすごくいろいろな側面から検討しないといけないのかなと思いますし、高いと思っている自分の生活感というのがどういうものなのかというところを見きわめた上で、本当の検討するときには考えていかないといけないものなのかなと思うんですね。それは先ほど言いました仕切りの問題では確かにどうしても高いというか、そこまで所得が到達しないような世帯が登場するという部分がありますが。

自立に向けてというと、すごく変な表現をするんですが、今の生活保護の場合に、ある意味では真っ裸にならないと保護を受けられない。変な表現で申しわけないのですが、保護に入ってくるときの手持ち金は最低生活費の2分の1以内でなければならぬとか、……のこういうのはこれ以下でなければ保有が認められないとか、いろいろ資産関係も全部、長く保護をすることを前提にしたような保護の入り口のようだ。だから、表現が悪いのですが、生活保護に入ってくるときには温室なのだから、外套もいらないわよ、長靴もいらないわよと。肌着シャツだけで入ってきていいんだよというふうにして保護を受ける形になる。だけども、今度保護廃止になるときに、きわめてドーンと収入が増えるのではなくて、少し増えたところで保護の温室から出たときに、じゃあ外套を買うお金があるかというと決してそうでもないし、そこら辺で非常に出にくいという仕組みになっているのではないかなどあるんですね。

ですから、最近ものすごく少なくなってきたのは、一時的に主たる生計者が大きな生計費が入らなくなつたと。例えば3カ月なり半年なり病気が治る期間保護をすれば、あとは復帰できて戻つてこないケースというのもかつてはあったのですが、そこら辺がなくなつてきている。短期間でも…しないと、またちょっとした人生の事故で戻つてくるというふうな形になつてはいるのではないかというあたりが、一つ仕事をしていて抱えてしまう部分ですが。その辺が何が方法がないのかなという思いはします。稼働年齢層の方々が仕事見つかったといつても、例えばもちろん車の保有がいいか悪いかというのはいろいろな側面から考えると非常に、車を所有し続けることの維持費とかそういうのを考えると大変な状態なので、最低生活している方々にはそんな維持費出せるわけがないと現実的な計算をすると思うんですが、例えば仕事についたときに、特にIですと通勤手段というのが公共交通機関の発達、むしろ赤字路線は廃止されるというふうな方向にあるときに、通勤手段を考えたときになかなか仕事につけない。足がない。そういうふうなところを生活保護で仕組みとしてつくるのかどうかは別にしても、やはり職場があつて働く人がいても、そこに通い続けないとには採用されないというところ、どうやって準備したらしいのか。

質問者 1 今、生業扶助というのがありますけれども、あれは実際にはどんなふうに使われていますか。

N 生業扶助はあまりケースはないかと思いますが、資格取得を希望されたとか、そういったと

ころでは・・・・支給だとかは出てくると思いますし、あとは学卒者が就職するときの就職支度費のような形で出ているとかという部分が主だと思います。

質問者1 車までは入らない。

N 車まではね。

質問者1 運転免許を取るときはできるのかしら。

N ええ。

質問者2 ただ、あれは訴訟とかってときどき行政やっていますよね。そういうのは情報としては流れるんですか。

N はい、流れます。

質問者2 例えれば車だと、福岡のケースで、あれは借用でしたけれども、あれもだめでしたでしたけどね。割と裁判所も行政の運用をそのまま認めたような、ちょっと緩めた形で、あれは別に法律に入っているわけではなくて、ほとんど行政の運用でやっているんですよね。ただ、それはかなり個人の権利、義務を左右する。だから、全保護活用の制度に、生活保護というのは1950年にできたから条文80しかないけれども、今の感覚でいったら300条400条ぐらいつくらないととても間に合わないという。それを全部行政の運用をやっているので。

質問者3 逆にいえば、でも運用を変えるのは法律改正しなくていいから楽ということですね。すみません。お時間もあまりとっては申しわけないのですが、最後に一言、こういうところがおかしいとか普段思っていらっしゃること、係長とかKさん、どうでしょうか。

C 私は生活保護をやって、Nさんも言っていましたけれども、何か古いと思うんです。制度そのものが、私、25年、6年前ぐらいに採用されたときからどこが変わっているんだろうという感じがしています。しばらく、例えれば10年とか離れていても昔の知識でやつていいける部分があるので、今のほかの他制度がこれだけ動いてきているのに、なぜこの生活保護だけが旧態依然としているのかと非常に思いました。しばらくぶりにきたときに。これをえていいんじゃないのか、あれをえていいんじゃないのかと随分思ったんですけど、1カ所変えるとやはりそこはなければ不便という、案外縛られている制度という気がしています。そろそろ一新していただきたいという気持ちもあります。

それからもともとこの制度はたぶん、やはり身ぐるみはぐというところがありますので、長期の保護ということを想定してしまっているような気がしてならないのです。でも、今例えば1,2カ月の生活、それをやってあげれば何とかなるケースもあるわけですが、だとすれば、これは長期に見るものと短期に見るべきものを同じ基準でもってやっていることは非常に疑問です。もう時代も変わってきてるので、その辺あたりで見合ったかっこうでやつていただきたいと思います。

それから、他制度もこれだけ充実してきてる中でも、まだなかなか他制度を利用しないで、高齢者の方ですけどね。ずっと生活保護で自立なさらないでいる方もいるので、そういう意味でちょっと教育というんですかね。私たちの至らない部分だったと思いませんけれども。

質問者2 例えればそれはどういうケースですか。こういうのを使えばよかつたというの。

C 例えれば、私は自立するためのものではないんですけども、男性の老人と女性の老人ともまた違うんですけども、法定外サービスってありますよね。介護保険以外のサービス。ああいつたところに集まる方というのも、どうも生活保護世帯の方は消極的だったりとか。だから、別に自立に向けるということが、単に経済的義務ばかりではないと思うんですね。その方がいきいきと明るく暮らせるということがまず先だろうとするならば、そういうものに縛られないで、あなたがそういうところにいってみんなと楽しく、デイサービスつていよいよという感じの助言をしたとしても、なかなか行けないとかね。特に男性の方は役立たずになってしまった思いがあるみたいで。だから、そういう部分でもっと活用していただいて、もっと明るく生きていただきたい。

それからボランティア、生活保護世帯の方がボランティアに参加してもいいのではないかと私は思うんですよ。

質問者1 そうですよね。私もそう思います。

C 別にそれは社会に貢献することもあるので、なかなか実現できません。せっかくだから介護福祉士とかヘルパーの資格を取りなさいよというふうに母子家庭の方にも言うんですよ。そして、そうやって何かの力になることが、国の援助を受けていたことをひけめばかり感じなくて、私も社会に対して何かのお役に立っているという、そういうことも自立の意識。そういう意味で他制度ですね。

質問者3 それはやはり生活保護を受けているから、あまり公の場に出たくないというような気持ちが働いてしまう。

C 出てはいけないみたいなね。あるんじゃないですかね。

質問者1 奨学金みたいにしてもおかしくないですよね。

質問者3 堂々と。

C そうですよね。蓄えているんだと。今は生活保護を受けているんだけど、その期間は社会に貢献するための蓄えているという発想をするならば、もっとそういうところに出て行かれて、それから法の中で働け働けではなくて、そういう部分もある程度容認するような部分が出てくれば、その方たちがまた違った意味での貢献になるかもしれませんしね。と思います。

質問者5 母子世帯の方、例えば介護福祉士とかホームヘルパーの研修とか、段階としては推奨していこうと……いるように思いますけどね。

C だから保護世帯の母子家庭の方も、何も働くばかりではなくてそういうところも行かれて、そんなに高額な負担でもないですよね。社会福祉協議会なんかの主催のものであれば。

質問者1 再婚しろと勧めるよりよほどいいですよね。アメリカの……のときには少しありましたので。そのときは。

C 私はそう思います。

質問者1 そっちのほうがリスク大きいですよね。ありがとうございます。

質問者3 Kさん、どうぞ、最後に何か。

K 私はこちらの方のようにベテランではないのであまり深いことは言えないんですけど、本当にかわいそうな人というのが少ないような。この仕事する前は、生活保護を受けている人はどんなに気の毒なんだろうと思っていたんですけど、実際に担当者で動いて見ていると、あまり手を差し伸べてあげたいような人たちが、特に町場のほうなんか少ないですね。例えば、単身老人で体も弱っていてという方も、近所から聞くとあの人はケースワーカーさんが来ると弱々しくしているけれども、実は普段は元気にそこら辺歩いているんだとか、扶養義務者がしょっちゅう行き来ていて、あれはお小遣いもらっているんだとかも聞きますし、あとは保護申請があると、基準に基づいて保護開始とかになってしまふけれども、結局は努力もしないで怠け者みたいな人とか……とか、自分のには納得、その人の生き方が納得いかない人も保護して面倒みてあげなければならぬというのは、ちょっと矛盾を感じます。

質問者1 きょうのお話で、とても新しいことがたくさんあったんですけども、一つ最初のときに消費のお話をされましたよね。割と私の頭の中では就労という概念をもうちょっと広げて、今おっしゃったような福祉的なお仕事、活動という。それからおつきあいとかという、いろいろな意味の活動を促進するということが考え方があつたのですが、もう一つはかなり消費に対するケースワーク。消費生活、生活行動に対するケースワークが一つ必要になってきてるということをご指摘されましたよね。周りの人たちがどんどんいろいろなものをローンで買いだすと、自分もつられてサラ金とかという形で買ってしまって、一度身についた生活パターンというか消費行動が。

質問者5 家計管理的なあれね。

質問者1 その消費行動をどうちゃんと家計が見える形でコントロールするように、本人がするように仕向けていくかという。

質問者2 その仕向けるというね。そこが非常に微妙で、個人の生活に対してどこまで介入するかという問題をいろいろはらんでいるので、そこは微妙ですよね。

C そうですね。例えば全保護世帯のお子さんが携帯電話を持っていて、……。そういうところまでちょっとね。どこまでどうというふうになってしまいますよね。

N 結果的には仕向けるんでしようけれども、やはり毎月のお金の流れ方をこちらが聞く。教えてねと聞く中でご本人がわかつていかなければならないですよね。大体そういうふうにしている人というのは、1カ月の収支なんか全然計算していなかつたりしてとかとありますから。ずっとこの仕事をてきて思うのは、例えば高齢者の方も、私たちは1カ月の最低生活費が例えば8万なら8万よとか7万なら7万よといついて、あなたの年金は4万だからうちからは3万しか出ないのよと説明しているにもかかわらず、ゴ費は3万しかこないとかって。年金は別物みたいに考えていたりして。そうじやなくてという考え方をやっていくには、やはり。だから3万だから足りないんだというふうに言われると、いや、そうじゃないのよという話。

質問者1 家計簿をつけさせるようなことはされないんですか。そこまでは。

C 家計簿つけるぐらいなら、もっと違う人生があったのではないでしょうか。何年か前も、10何年か前ですか。家計簿調査というのを保護世帯の……をして、ことしもやっていますよね。……ときは結構どこの事務所でもやらされたという。あのときは大変でしたね。家計簿つけられる世帯というのは、当時65,6をみんな持っていた時期なんですが、1人のところに1人いるかいないかでしたから。なかなか家計簿を。だから、やはりきちんとつけてほしいのはそのとおりなんですけれども、話題にしながら確認していくという方法しか現状ではないですね。

質問者1 でも、大きな働きかけだと思いますね。

質問者3 本当にお忙しいところありがとうございました。本当に参考になりました。

質問者 2 僕が締めくくるのはしょうがないんだけども、自治体で、さっきもお話ししましたけれども、これだけいわゆる専門職でやられていてこれだけのキャリアの持ち主の方というのは、そうそう僕はいないと思いますよ。そういう意味では非常にいいお話を伺えたと思いますし、あと、あまりそういう、どちらかというとプラスの側面の話題になったけれども、Kさんが最後におっしゃったマイナスの側面ですね。あまりそんな理想的なことではない。それはいつても、何を言っても聞いているのか聞いていないのかというような、そういう部分。やはりかなりあると思う。それがあまり世の中できてきていなければ、そこが理念的な部分とかそういうのでくれるのかどうなのかというのは、逆に理想化してはいけないというか。最後のお話はそういう部分もあるということをきちんと踏まえなければいけないなと思いますね。

N 全国的にもワーカーの経験年数が短くなっていますから、ワーカーの集まりの会に行くと、どちらかというとKが言ったような感想のほうが多いです。やはりそこはいわゆるケースワークというものをどのように質を保つかとか向上するかというかかわりになってきますし、やはり保護世帯も、例えば最初に言いましたように人間のきり結びが上手でないタイプの人たちが圧倒的に多いですから、ワーカーとのかかわりも上手に持てないし、そういうあたりをどこまで受け入れながらかかわるかというのは非常に難しい話なですから、やはり経験年数が若ければ若いほど思っている感覚は、Kさんの言うような感覚のほうが多いと思います。

質問者 1 3人のちょうど世代が少しずつ微妙に違う世代のお話を伺えて、とてもためになりました。ありがとうございました。少しこちらでまとめたものを必ずお見せいたしますので、よろしくお願ひいたします。

質問者 5 どうも時間をとっていただきありがとうございました。(終了)

生活保護調査2

質問者1 簡単にどれぐらいの年月このお仕事をされているか、どんな場所でされているかを教えていただけますか。

A 私は、ちょうど今Gという話が出たと思うんですけど、そこにかかりまして、前はGの中でも比較的役場近くというところを担当させていただいて2年。今は奥ですね。本当に山のK山系、本当の山のDというところが隣にあるんですけれども、そこに接しているところとかを今、持っています。ほかの地区といいますと、あとは去年まではO村というところを持っていましたし、いずれにしても市部ではない、いわゆる昔ながらの農村というか農家というか、山に頼る、そういういたところの部分でやっていました。

質問者1 自転車をこいでいくんですか。

A こちらでは公用車がございまして、公用車もここからですと100何キロ片道ございまして。

質問者1 村の中は。

A それも100何キロだと普通自動車とかで行けばすごく楽でいいんですよ。当たり前の世界で白いナンバーだと思うんですが。ただ、山奥というか、狭い道とか林道とかも入ったりするものですから、どうしても軽自動車のほうに向こうに行ってからは楽なんですよ。なので、非常に。あとは奥すぎると車が入れないところがあるものですから、本当に雑草の中というか山の中を登山するというか。

質問者1 健脚でないとできないお仕事かなと、パッと見ていて思いました。

A 本当にこの仕事をすると強くなってくるんですけれども。冬はひざまでの雪をかいていったりとか、熊が出ないように祈りながら行くとかいう感じが。

B 私は4月からこちらのほうに来ているんですけども、今、うちのほうから話がありましたけど、ちょうど担当をそのまま引き継いだ形で、ようやく3カ月がたちました。概略はそのままなんすけれども、今まで福祉の仕事は私、今回初めてでしたので、ケースワーカー通じていろいろ刺激を受けているという、吸収中というのであまりお話しすることできなわけですけれども、今そういう状況でした。

質問者2 私たちは東京に住んでいるものですから、ちょっと郡部と想像がつかないんですけども、こちらの印象でいう老人ばかりで、保護世帯も全部高齢者世帯というような感じなのでしょうか。

A 多くはそうですね。そして、持っている地区が地区だけに、比較的Iの中でMはやはり栄えていますけれども、皆さん少子化問題もあると思うし、もう一つはどうしてもその町には仕事がないですよね。いくら頑張って勉強して頑張っても、仕事がないので若者たちは年老いたものを置いてこちらのほうに出てきまして、結局だから高齢者しか残らなくて、あと、こちらに住み着いた人たちも自分の生活がありますのでね。なかなか援助もできない。中に1カ月1回でも本当にやって顔を見ればすごくいい人ですね。扶養義務者というんですかね。中には本当に電話だけで、電話もしないとかですね。我々行くとちょうどおばあちゃんたちからすると孫とか息子とかの世界なので、おばあちゃんたちもすごく楽しみにしているんですね。人里離れた、本当にばあちゃん、こんなところでいいのかという。倒れたらどうするのって、本当に心配になってしまうような。昨年度の2月ですかね。私のほうの地区が例年にないくらい雪が降りまして、ここで言うと、これ1階だとすると窓が全部埋まるくらいの雪が降ったということで、全部に電話をかけて安否確認をしましたけれども。というぐらいで、本当に老人たちだけだとかわいそうで。

質問者1 雪下ろしもできないですね。

A だと思います。とにかく家から近くの大きい道路までというか、普通車が走る道路まで3日間かかるて少しずつ雪を消したとかね。悲惨な。

質問者3 今、扶養義務者ということが出で、生活保護の場合に扶養義務者の問題があつて、でも、僕は法律のことはよくわからないのですが、実際にどの程度まで問い合わせたり申請時にその辺を調べておられるのかということをお聞きしたいのですが、特に先ほどの都市部とこの郡部では、ひょっとして実態も違うのかなとも思うのですが、その点いかがでしょうか。

B あまり違いないですね。国が決めた通知で動いているのですから、基本的に都市部・農村部の手続きの違いみたいなものはまずないんですけども、ただ、やはり農村部、山村部だと扶養義務者が必ず近くにいるとは限らなくて、首都圏なり結構町場のほうにいる。都会のほうだとたぶん近くに住んでいる人たちが多いのかもしれないんですけども、そういう手続き的ではなくて実体面では違いは出ているかもしれません。あまり近くにはやはり。でも、逆にその方によって、そこ

の集落みんないとこだったり、そういう雰囲気のところとかもあるようです。ケースバイケースですけれども。特別に首都圏との、うちのほうでやる調査については違いはないと思います。

質問者3 そのおられる場所がかなり離れているケースが多いということですね。

B そうすれば、あちらの扶養義務者になっている方の対応もたぶん変わってくると思います。近くにいれば何かできることないかなと考えるとは思うんですけども、離れているとやはり限界があるので、その辺はやはり個々いろいろ聞きながらという形になると思います。

質問者3 実体面で実際にはその辺が斟酌されるということもあるわけですかね。

B 扶養義務者と一言でいっても仲が悪かったり、もう顔なんか見たくない。でも、戸籍上はきちんと民法で言われる扶養義務者になっている方なので、あまり照会はしたくないけれども、そういう運用になっていましたのでご一報を入れるということはやっていました。

質問者4 それは兄弟姉妹ですか。

B そうですね。基本的にはご兄弟と、息子さん娘さんいらっしゃればそちらの方とか、お父さんお母さんがご健在であればそちらのほうとか。あれは民法、家族法のほうに書いているお話のようでした。

質問者4 ・・・・・・ですか。

課長 3親等なんですけども、でも、おいつ子さんとかめいっ子さんとか、そこまで出ないです。

質問者2 その場合は、例えばそういう扶養義務者の方がいて、その方がちゃんとお勤めもして収入があるといった場合には、保護認定はされないんですか。

課長 収入があっても、自分の生活をしてなおかつ余りがあつて扶養の意志があれば、それは扶養していただくと。実際いくら送られたかでうちは認定しています。

質問者2 ただ仲が悪くて、いや、おれは仕送りなんかするのは嫌だといった場合は、それは仕方ないとあきらめると。

課長 ・・・・。

B 親族間の話になれば、やはり生活保護法の域を超えてしまっている民法のお話になってしまふので、そちらのほうで行政が介入していくというのは非常に難しいところがあるのではないかと思います。限界だと思います。

質問者2 逆にそういうように子供たちとかに連絡がいくので、生活保護の申請をしたくないというご老人がいらっしゃいますか。

課長 苦しいときに、逆ですよね。申請はしたけども、子供たちに照会してくれるなというふうに。

質問者2 でも、申請したら子供たちに連絡がいくことが前提であれば、もう申請しないというような人は。

課長 いないですね。頼むからしないでくれと。

質問者2 というけれども、でも申請はすると。

課長 その場合に、出さない場合もありますよね。それで家族の仲がよけい悪くなれば。例えば別れただんなさんで、自分の住所は教えたくない。そういう場合に、いくら別れて子供さんに扶養義務があるからといって、照会してこっちのほうばらしてしまうわけにいかないですよね。だから、その辺はケースバイケースでかなり苦労しますね。・・・・。

B 一律にはなかなかいかないものがあると思います。

質問者1 今ご担当されている方たちは、高齢者の方が多いですか。あと母子家庭。

A まあそうですね。割合的に言えば、やはり高齢者が多くて。

質問者1 おばあちゃん、きょうも元気かなという感じで。

A そんな感じですね。あとは55,6ぐらいから働きたくても病気持たれてなかなか働くことができない方たちとかですね。本当にあちらのほうで30代とかで保護もらっていた・・・・なかなかないというか。やはり美学ではないですけれども、地区の中で、若くてもらってはいけないというか、やはりまだあるようです。

質問者1 でも、母子家庭なんかの場合は、そういう場合はどうするんですか。

A 母子家庭も中にはいますけどもね。もちろん収入とかの面で、先ほど言ったように別れただんなにはまだ間もないとかいうのであれば、照会を出しては申しわけないです出さないで認定させていただきますけれども、最近私が思うのは、母子家庭になるにあたって、死に別れもあると思いますけれども、ただ生き別れの部分で、やはり別れるんだったらちゃんとそれなりのものを、金をきちんと話し合って別れていただければいいのになとか。ただ、それはすごくだんなさんの仕事の関係もどうしても不況不況できているので、なかなか金がもらえないというのもあって無理なのでしょうけれども、比較的簡単に別れられて比較的簡単にすぐ生保という考え方があるのはどうなのかなという。

質問者4 ・・・・離婚で9割で、しかもそういう養育費の取り決めというのを全く要件にしているのでそうなってしまうんですよね。

A 何か非常にね。私も子供を持つ親としては、父親として本当にそれでいいのかと思うような感じが、法律が許しても人情的にどうなのかと思うような感じが。

質問者1 でも、たぶん女性の側からすると、別れるということは重荷になりたくないというか世話になりたくないから、むしろ自立を自分でしていこうという気持ちの方もいらっしゃいますか。

A 確かに面接した上ではそういう方もいらっしゃいますけど、あくまでも私が今言ったのは一般的な話で、まず現場に行けばそんな気持ちは捨てましてやらせていただきますけどね。

質問者2 郡部のほうでは、もう少し本人が頑張れば自立できるというか、就労とかについて自立できるようになるというような人はあまり見られないということでしょうか。高齢者と母子世帯とか。

A もともと仕事の場がないものですから。さびしい話、例えいろいろな生活保護の研修会に出た際に、市部の方たちとこうやって机並べて話すわけですよ。そうしたときに、かたやこちらでは就労指導4万円になると。母子世帯とか高齢者ですね。かたやこちら仕事がない状態ですから、4万円も稼げばいいじゃないですか、すばらしいじゃないですかと言っている反面、こちらはさびしい思いがあるんですね。本当に職場がないし、今、なおさら切られているようですのでね。

質問者1 この質問票にも書いてありますけれども、自立なんていう言葉を持ってきて、何とか生活保護に来た人たちをまたすぐそこから出して自立を支援するというような、そういうのは現場では。

A それは郡部の担当のところで、若い人、例えば母子家庭とかちょっと病気になられていったん休んでいる方に言えるのは、転居かもしれないですね。どこかに引っ越ししていただくと。ここにいることが別メリットというか、生活保護もらってこのままあついで仕事がない、私たちが仕事探せよなんて言って精神的にまいるよりも。

課長 廃止イコール自立だとすればそうなんですね。そうじゃないと思うので。4万稼いだらそれでいいじゃないのって・・・・思いますよ。

質問者1 それで少し減給するわけですね。4万分少し受給を減らして。

課長 お金がどうのという問題ではないと思います。最低生活の保証と自立の保証ですから、自立をいかに助長していくか、ケースワークの世界ですね。我々がやるケースワークというのは廃止を目指しているわけではないわけですから、その方々が自分で自立いけばそれでいいわけですよ。その自立したやつが最低生活に満たないからといつても、それはそれで自立じゃないかと思うんですけれども。

質問者2 先ほどのC係長も、ボランティアみたいなものでも立派にその人が社会に貢献することなのだから、自立と考えることができるのではないかとおっしゃっていたのですが、そういうようなこともありますね。

課長 そうですね。だって、廃止しようと思えば・・・・。

A さびしい話ですよね。死亡とか、本当にそういうような話にしか・・・ないわけですから。

B 単身で、なおかつ精神病院に入院されている方が、一応居住地が農村部にあったとしても、ずっと病院のほうにいるわけですよ。年金が始まりましたと。そうすると自分の収入がある程度上がるがるので、でも、入院していればかかるないですよね。基本的に医療費以外の部分。そうすると、最低生活費以上の収入があるのでというので廃止になったケースを私は経験しているんですけども、はたしてそれが自立かというとそうでもない。全然表面的には変わらない。

質問者2 でも、それは年金で入院費をまかなっているんですか。

B そうですね。年金で入ってくる部分と医療保険のほうの部分でカバーできている。生活保護の必要ないという形で廃止にはなったんですけども、実際それが本当の自立かというとそういうわけではない。

質問者2 本人から見れば何も変わってしませんよね。年金だろうと・・・だろうと。

B 変わっていない。ただ、私たち行政と社会保険のほうのたずさわりがちょっと仕組みが変わっただけで、何ら変わっていないんですよね。だから、廃止イコール自立かというと、絶対やはりつながらないですね。廃止にはならないけれども前向きに頑張っているなという人たちもやはり。ただ、どこか限界感じてもがいているような人たちというのは、結構農村部に住む若い人に多いような傾向がありますよね。どうにかしてあげたいんだけど、転居の指導しかできないかなと。チャンスがある環境のほうに移ってみたらどうかという話しかできないというのは。

質問者4 でも働く意識が・・・・があるけど、一応稼働能力はあって、何か仕事はできるわけですよね。

A 能力的にはできるとしても、受け皿が全くない。

課長 土木工事が入れば、きたきたという。

質問者4 やはりそういう建築・土木。

課長 公共事業が・・・・かなり強力な。

質問者4 そういう方にほかのもうちょっと軽作業とか事務とか、そういうのはおそらく難しいですね。

B 実際あと思うのが、農村部山村部でずっと今まで長く育ってきた人が町に出ていくというのは、結構勇気のあることですよね。全然縁もゆかりもない町場に行って、はたして自分がこういう状態で自立していけるのかというのが、やはりやや不安な部分なので、その部分はやはり本人に乗り越えてもらうしかないのでしょうかけれども、そういうのももともと都会で育って田舎に逆にきた人と、また逆のパターンなのかなと。田舎に行くのはたぶん行きやすいと思うんですけどね。不便さを感じるかもしれないですけれども。ある程度ものをわかってきていて、皆さんたぶん多くの人々は高校を出たりすれば、都会の大学なり就職なりしていくじゃないですか。結構労力使うと思うんですけども、それよりもっと年をとっていて自分がすごい遅れているのではないかとか、そういう弱い段階でひきこもってしまっているような人とかも結構いるみたいなんですね。3カ月で何人かお会いしましたけれども、そんなに全然精神的に難しい方とかそういうわけではなくて、本当に普通の方なんだけれども何か自信が持てないとか。

質問者1 何歳くらい。

B そうですね。私、今30なんですかけれども、その方は25ですか。全然普通の方ですよね。

質問者2 義務教育まで受けられている。高校も出されているんですか。

B 高校は出ていないですね。

A 前見ていたケースなので、その方のことは、中学のときにちょっといじめられたようなんですね。すごくそれが田舎にあるところで、中学校がまず何校かの小学校がまとまってその中学校になるわけです。そうしたときに、大規模な小学校が中学校にいく分に関しては、仲間意識上いいわけですよ。小規模校の学校がここに入るためには、やはり1度や2度はいじめられるというようなことが現実にあるらしいんですよ。そうしたときに、彼はそこになじめなかつた。小学校のときにそして陸上の記録会で町内ですばらしい成績をとつて、それをばかにされたりして行けなかつたというところが発端にあるようです。

しかし、この問題については、今までだれもわからなかつた。去年たまたま役場の担当者が同級者だったんです。それでその話を、もしかしたらいじめられたのではないかという問い合わせに、役場の担当者も僕もいじめられたと。とにかく全員やられたと。

質問者2 それが全く尾を引いてしまう人と。

A 彼だけはかわいそうに。

質問者2 そのあと順応できなかつたと。

A それから引きこもつてしまつて、高校にはもちろん行けない。

質問者2 引きこもりのケースは都会でもいっぱいありますけどね。

質問者4 生活保護のケースワークでやるべきものなのか、範囲を超てしまつてしているのか。本来の。

質問者2 精神的なカウンセリングとかが必要なのかもしれませんね。

A もちろんだれでもいいから話を聞いてあげてそこにもつていけばいいかなと思うけれども。

質問者1 そういう方は申請に来るわけですか。

質問者2 その人はどうしてそこまでつながつたんですか。

A 父親母親とばあちゃんと4人の世帯なんですよ。申請はもちろんお父さんなんんですけど、お父さんは精神・・・で入院されているので、お母さんが結局申請されて開始になつたんですけどね。

質問者2 そのときに25歳の息子がいるけど、何で働いていないのかということでわかつたということですか。

A たまたまそのときに。

B 都会のほうだと、逆にいじめられて家に戻つても、何か自分なりの世界を外に求められるじゃないですか。遊ぶところもありますし、ほかのところに行けば環境も違いますよね。ほかのところといつても、畑と山しかないんですね。峠を越えていって、ようやくやつとちょっと町場が見えてきて、そこの中学校の連中たちはみんな同じ中学校に通つていて、世間が狭いんですね。だから、そこから抜け出すには本当に家を出なければならないけども。でも、家を出る手段がないというので、悶々と過ごしていたんだなと。でも、悪い子じやないですよね。人柄がどうにかならないのかなと、私は正直どうにかしてあげたいなと思っているんですけども。

A ちょっと外の空気を吸つてこいなんて町場の役場近くに歩かせたものなら、日中に若い者が歩いている、だれもいませんからね。そんなやつが。かえつて目立つてしまつて。

B 外に出るのも難しいし、こういう状態も長いのはあまりよくないし。あと、逆にいきなり就職という話になったとしても、会社のほうの受け手の採用担当者の方の印象もあるでしょうから、今はこういう厳しい状況ですし、私がもし雇用主だったらどういう人となりますかと言わされたら、たぶんとらないですよね。今の段階では。そういう就業、ちょっと自信失っている方でも就業してくれるようないい景気の状態であれば、たぶん就労指導もうまくいくんだとは思うんですけども、商売ですので、やはり雇うほうもなかなか。そういう人選の部分で、やはりちょっと普通の、どもった人が来たりするとやはり見ますものね。この人がお客様と話をしているときは、この人大丈夫だろうか。うちの店のほうのことを考えると、ちょっと雇えないな。同じような人が来てもですね。そういうのがあるのかなと。結構面接失敗している方が多いですものね。とりあえず頑張つて行くんですけども。何が原因かはいろいろ心当たるところはあるんですけども。

課長 そういう方がいると。要するにすごい狭い地域なんです。要するに、隣の家がだれがどうやって生きてきてどういうふうにしているかというのをみんな知っているという、そういう地域だと思いますよね。ですから、本当は本人も家にいれば辛いんだろうとは思うんですけどね。誰が何しているか全部わかるからね。

質問者 1 男で稼働能力があると言えば、もう受給対象からは外される。アメリカなんかもそうですけれども。日本でも厳しい目があるのだろうと思いますが、でも、今みたいなお話を聞くと、お父さんも精神病ですか。そういうおじいちゃんおばあちゃんもいらっしゃらなくなって、ご両親もいらっしゃらなくなったとして、例えばその方が申請に来たときに、ちゃんと受給できるのでしょうか。

A 受給もありますし、その生活保護の受給の前に彼の生きていく楽しさ、ほかの施策に照らし合わせて、違うところで彼がいきいきとして生活できるようになれば、まずそちらのほうをやっていただきて、彼が本当にここで住むのだったら、財産的な調査をして、いわゆる生活保護・・・となるかどうかなんですが、私個人的には生活保護の前にもう少し違った施策で頑張っていただいて、生きがいを見つけてほしいなという。

質問者 1 再教育。

A 再教育とかといつても、ほかの接することがちゃんとできるとか、必要最低限の生き方ができる。物を買いに行くとかですね。そういったところの何か訓練できるところがあれば、まずそれも本人の意志ですけれどもね。やらなければいけないのではないかという感じはしますし。

課長 実際そういう方がもし仮に来たとして、面接したときにすごく悩むと思うんですよね。生活設計をどうやってたてていくのか。そういうところから始まるんですよ。この方、将来そういう狭い地域にいて、どうやってこれを打開してやっていくのかなというふうになれば、本当に難しいと思いますよ。そうすると、自ずと彼がさっき言ったように、まずは転居が・・・かなと思ったりね。

質問者 1 転居のためには自信とそれからある能力が・・・。

質問者 2 ある程度の資金も必要ですよね。向こうに出ていって最初の敷金を払って、アパートを設定してというのも。それも今の生活保護ではなかなかできないのではないではないでしょうか。月々の生活費だけであれば。

B 限度がありますよね。ここを離れたくないといって住んでいる。それで生活保護になっている方も、一応そういう方も見受けられますね。先祖代々のお家があって、山もあってみたいな。資産は極力使っていただかなければならぬんですけども、土地を離れられないというか離れたくないというか。私はここで生きていたんだと。これからも生きていくんだといって住んでいるという。これもかな。ほとんどそうじゃないですかね。・・・・というのもありますけどね。

A 自分の先祖代々からきている土地はだれにも渡したくない。生活が苦しくても、この山だけは守りたいとか、おりますね。

B 崩れかけでも家は家だと。何々家という。ここが崩れてしまうとものすごい廃墟みたくなつて、結構廃墟あるんですけども、昔はどういう人が住んでいてどうこうだったんだなと私、回りながら思うことがあるんですけど、結構多いですね。Gは。そういうのもあるのかなと。人がいなくなったら終わりなので、時期はやはり。私もまだ3ヶ月なので何とも言えないんですけども、いずれはお金が回るその経済のシステムが農村部と市部についてはえらい違うなと。全然お金は回っていないですから。必要最小限でしか動いていませんので、それで新たにお金を入れるとなると、やはりいろいろな公費、公的な補助金なりいろいろなものがあるかと思いますけれども、何もないところに入れるとするとこれしかないというのが現状なのかなと。3ヶ月目の印象はそういうふうに思っています。そうでないと、そこには人はいれなくなってしまいますので。市部でないと生活保護を受けられなくなってしまえば、みんな市部にこざるをえないですからね。

質問者 3 郡部での生活保護行政というのをイメージするのは難しいのですが、例えば処分

の・・・書きますよね。その財産とかをね。そういうときに、例えば先ほど3町歩とかの土地とかいうのは、それ以下の方が多いということなんだけれども、その限度内にやはり収まるわけですか。処分しなくていい人がほとんどということになるわけですか。それとも処分をして、初めて保護は開始というケースもあるわけですか。

A 財産とかあれば、もちろんそれを使ってやっていただきたい気持ちはあるのですが、実際あそこの買い手はいませんので。なんば評価額つけられてもいませんので、そうなってくるととりあえず開始。まず生活困っているから開始をして、そしてその山とかが売れたり人に譲ったりするときには、63条を一応出しておいて、いずれもらいますよという。でも、実際売れるというのはよほど。

課長 山を持っているケースはほとんど、山は卖れないということで開始しています。それで63条つけるんですが、実際売れませんし、卖れたという話は聞いたことがない。高速道路で。

A 間違って道路が通ったりとか道路が拡張になるとか、そういったときにチラホラあるくらいで。

B 資力があるから開始できないとなると、山が売れる前に死んでしまいますので、そこは。

質問者2 そこは柔軟に対応しているということですね。今まで生活保護にかかっていらっしゃる方についていろいろお話を聞いたんですけども、たぶんそういう郡部とかに行っていらっしゃると全員の様子からわかるので、生活保護にかかっていらっしゃらない方もいっぱい御存じかと思うんですけども、そういう人たちの中では、あの人がかければいいんじゃないかなというような人が多いわけですか。それとも実際の金銭としての収入は少なくとも、それなりに生活しているからあれはあれでいいのかなと思うようなのがほとんどなのでしょうか。

A 申請は本人次第なわけですから、まずそれが前提ですからあれですけど、本当にびっくりするぐらい、生活保護のほうが収入が高いのではないかと思われるぐらいの家庭も実際にはあるんですよね。高齢の方で、私がこないだ手伝ったのでは、申請あって、月々2万3万ぐらいですか。年金・・・・2カ月に1回6万入ることになるんですけども、収入源はそれだけ。たまに息子たちから仕送りがある。その息子たちの仕送りがないから申請したんですけど、見てみたらなんとまあちゃんは自分が死ぬためにということで50万ぐらい貯蓄がありまして、おばあちゃんどうやって貯めていたのか逆にこっちが聞くぐらい。ただ、それでも彼らはちゃんと食うものは、いわゆる山菜とかを夏場にとつて漬けておいて冬とか食べて、それなりに生活はしているわけですよ。彼らの幸せというか、そこで金があるから幸せということではなく、そういう家庭も実際にありますのでね。だから、無理にこちらから生活保護受けませんかというのはどうなのかなという。自分が苦しくなったらとりあえず相談に行って、そこで初めて何かになるのがあれじゃないかなという感じがしますけどね。

B 本人の価値観なんでしょうね。たぶん都会のおばあちゃんとか、野菜つくりたくても畑ないですよね。農村部だといいくらでもあるわけですよ。自分でつくりたいものつくれて、それなりの何か収穫があつて自分で食べれば、あとお米があればいいし、電気が通っていて水道通つていれば、とりあえず食つていけますよね。それで満足というのと、あと、都市部のほうはおそらく電気水道当たり前ですけれども、自分でつくってどうこうという話ではないですね。全部買わなければならない。何から何まで買わなければならない。だからそれなりにお金かかっているでしょうし。確かにお金のない人たちは町場にも田舎にもいると思うんですけれども、生活保護を受けるか受けないかの判断というか、やはりそれぞれの価値観なんだと思うんですね。私たちはお仕事をしている人たちから見れば当確だなという。この人申請上がってくれば確実に当確だなというのは見られるんですけども、だからじゃあ生活保護受けてくださいというふうにうちのほうからはお話しすることはないです。

質問者2 皆さん、生活保護という制度があるということは御存じなんですか。ご老人の方でも。

B 知らない人もいるかもしれませんですね。

課長 いや、ほとんど知っていますよ。農村部は、あそこで福祉の保護を受けてたじやという感じなんですね。要するに、保護を受ければ、そこは何人だからなんぼきてなんぼだということまでたぶん知っているんですよ。

A 本当にそういう意味では簡抜けの状態が。だれがしゃべったかというそういう話ではなく、本当に皆さん知つていらっしゃって。

B ただ、都会のほうから来る、離婚されて実家頼つて戻つてくるような母子家庭なんかだと、何ともならなくて相談に来たというので生活保護があるというのがわかつたみたいな人も中にはいらっしゃるみたいですね。最初に生活保護があるというので来る、もらつてくる人も中にはいますけれども、私最近経験したので、東京のほうに住んでいて日雇いで土木作業をしていたようですが、最近体調が悪くなつてアパート代払えなくなつたと。あっちの福祉事務所に行ったけれど

も、まだなんばかお金があったようで、本当に食べられなくなったら来てくれと言われたんだそうです。その方、何を思ったのかわからないですけれども、それで生活保護受けるんだという頭になつたんでしょうね。まずお金をなくして、何を次にしたかというと実家に戻ってきたんですね。実家には嫁さんとかみんなお母さんもいらっしゃったんですけれども、入る場所もないわけです。実家に戻ってきて、さらにうちのほうの役場に相談に来たと。生活保護受けたいんですけど最初から生活保護を受けるんだという頭で来て、何であっちの福祉事務所で相談しなかつたんですかと。単身の方だったんですね。まだ50いくつの方なんですかと。あっちのほうは物価が高いと。こっちのほうに来ればゆっくり生活できるのではないかと、最初から生活保護ねらって住民票移してこられた方がいらっしゃったんですけれども、その方にはうちのほう、世帯という言葉を生活保護で使いますけれども、1世帯としてまず原則見ることになっていますので、あなたが今しようとしているのは、実家全体を申請受けるような形で町が受けざるをえないですよと。そうすると皆さんに迷惑かかりますよねという話をしたら、今度はまた1人で生活保護受けるためにさまでいて、今、転居先探しているんだとは思いますけれども。そういう最初からあきらめてしまって生活保護ねらってくる人も中にはいらっしゃるんだなというのが。

課長 それは多いですよね。特に東京のほうから・・・・。

B 帰ってくるという。

課長 ・・・のほうで教えるんですよ。まず生命保険を解約しろ。預貯金は全部処分。そして実家へ行って保護・・・・。それで来るわけですかね。実は実家では金持っているんですよね。ですから、この人は何もなくなったわけですから、申請をするわけです。申請をするときに、持っているおばあちゃんとかは申請するのを躊躇するわけです。なぜならば、持っているのがわかっているから。ところが、その息子はもう向こうから教えられてきたとおりに申請するわけですよ。そうするうちで却下になるわけですよ。そうすると不服申立するんですよ。結局。何だと。向こうの福祉ではこう言ったではないかと。

質問者2 向こうの福祉事務所はみんな故郷に帰りなさいと。

B 故郷が潤っていればいいんでしょうね。何かしら農業をやっていて仕事があって、飯食わせもらえる環境が整っていて。ただ、実家のほうは実家のほうで、やはりお嫁さんが来て子供がいて、そういう状況が普通じゃないですか。

質問者2 もう10年間も音信不通だったりして、急に帰ってきてもと。

B 何しに帰ってきたんだと。さっぱりうちのこともやらないでほつつき歩いていてというところで、逆に帰る場所が非常に苦しいのかもしれませんですね。

質問者2 帰らないで残っている人も向こうにはいっぱいいると思いますけれどもね。

B おそらくいると思います。公営住宅も限りがありますので、そうなると帰ってくるにもこれなくてという。住みたいところに住めるのが一番いいんでしょうね。

質問者1 働く能力はあるんですか。

B 私がお会いした方は、いろいろ病院にはかかっていたとは言っていましたね。血圧の関係とか。ちょっと弱っている方だったので、間違いなく単身で上がってくれば開始できるなという印象は持っていたのですが、生計を一にする家族は原則的に一つの世帯として見ますので、そうするとその人のだんなさん、おいとかめいとか車を持ってちゃんと稼いでいるでしょうと。その人たちの財産も全部調べなければならなくて、車も手放してもらわなければならないよ。あなたが実家に帰ってきて一緒に御飯食べていることで、申請上がってくとそういうことになりますよという話したら、困ったなという。でも、確かにあまりお元気な方ではなかったですね。稼働能力でいえば。

質問者4 管内の保護施設はありますか。

A 救護施設はMの管内にはないです。近くに、そちらの地図でいうとYというところがございまして、沿岸に一つと、あと、Mからちょっと南のほうに一つ救護施設があるはずです。私もこの業界に来てまだ3年目ということで、よくまだ自分がかかるところだけであれなんですが、その二つは救護施設はあると思います。

質問者4 入所保護みたいなものは。

A いわゆる介護とかの入所されている方が保護されていることはありますけどね。

質問者4 生活保護法に基づく入所保護というのは。

A 先ほど言った二つですね。

質問者4 でも、なくても別に不自由はないというか、必要性は。あるいはホームレスの方がたくさんいれば、そういう施設とかシェルターみたいなものは。

A うちが担当している町村はほぼないですからね。

質問者1 今みたいなケースがその先どうなるんだろうというのは気になるんですが。

B 私、今福祉・・・・と思うところは、ホームレスの方、今お話出てきましたけれども、出張

とかで東京とか大阪行くとびっくりするんですけどもね。テント村見て、大阪城とかあの辺すごいですよね。実際本人が申請してくれれば、うちのほうはいずれ判断しなければならない。行政機関です。そのとき、私まだホームレスの方から申請受けたことないですし、おそらくこの先2年3年担当するにあたっても、おそらくはないと思いますけれども、少なくとも私が持っている管内ではですけどね。ただ、逆に都市部のほうの福祉事務所でそういう相談があったときに、どういう対応をしているのかなというのはちょっと興味はあります。

課長 ····。

B 来たことないので見たことないです。

課長 彼がホームレスを確か今、訪問していたんだよね。元ホームレス。

A 申請で受けなかったけど、前の方が。

B やはりちょっと市部になると違うんでしあうね。

質問者2 自治体によっては、ホームレスからのは全然受けつけていないところもありますし、横浜は···受けつけない。川崎も受けつけていますけれども。新宿なんかもついこないだまでは、ホームレスの人が助けてくれと福祉事務所行ったら、カップラーメン1個しかくれない。そういう状況だったと。

B ポケットマネーから出したと。

質問者2 この頃変わってきたようですが、厚生省のあれが出たので、行政から出たので。

課長 I町なんか、このちょっと上のほうにあるんですけども、そこは警察署があるんですね。そうすると、そこに···山で寝ていましたとかね。···していましたとかといって、そういう人たちの情報が入ってくるんですよね。そうすると、私、I町の担当をしているものですから、保護···。そうすると警察があるところに我々はショッちゅう呼ばれるんですよね。それでも何人か入院させた。

質問者2 きめ細かいお仕事ですね。

A きめ細かくないんですよ。しようがないんですよ。どこもやらない。

質問者1 健脚でないと。

質問者2 都市部では探しに行くなんて考えられないです。そういう都合があつたって、絶対探しに行かないですよ。

課長 探してお電話してね。その人が意味がよくわからないので、どこどこに行ってきたと言わればそこの警察に電話したりしてやっと親を捜しあてたら···。新幹線に乗せて帰してやって。新幹線代はどうしてくれるんだとか。

B 調査難しいんでしょうね。

質問者2 保護基準のことをお聞きしたいんですけども、先ほどB課長もおっしゃっていたように、例えば保護基準をもう少し低くして、もうちょっと間口を低くするというふうにした場合、···生活保護の行政というのは、それと皆様の福祉といいますか、幸せ度というのは上がるんでしょうか。保護率をもう少し上げて保護基準を下げると。

A 金額を下げたからといってどうとなる問題ではない。下げるもそれなりにやっている人々はちゃんと申請もしないで生きて、自分でそれが幸せだと思って生きていらっしゃると思いますし、それは逆の話で、上げたからといって今の生活保護家庭が幸せになるかといったら、まずそうではないような気がしますし。だから一概にどうかという答えが出ないのではないかと思います。

課長 金ではないような気がするんですよね。金はもちろんそうなんでしょうね。でも、金だとすれば、全部調査してとか···やるのではなくてポンとくれたほうが、みんな保護申請するかもしれません。

質問者1 額が少なくてですね。割と古典的というか、昔から郡部にいらっしゃる人々は、その人たちにとってはものすごく価値のある土地、家というところで、その人なりの暮らしをやつていらっしゃると。ところが、今度は外から1回都会生活か何かを体験して戻ってきた人々が、例えば今後もし都会ではいられなくなつて増えていくとすると、そのパターンに今度は違うパターンが入り込んでくる可能性があると思います。その人々は、もしかしたら金、どうなんでしょうね。

A 可能性はすごくあると思います。生きがいの問題からすると、やはり都会から戻ってきて、自然があるからということで、実家があるから戻ってきて、それがどうしようもなくて向こうで奥さんを見つけてきた人が、逆に奥さんはこの田舎が嫌だ。ぐあい悪くなってしまった。鬱にかかりました。それで生活保護になつている。かたやだんなさんは、それをいわゆる子どもさんに危害を加えるかもしれないという場合、ずっと家にいなければならぬということで家にいるわけですけれども、だんなさんの気持ちは早く仕事がしたい。おれはまた早く一線で仕事がしたいという気持ちになっていますね。関東から来た人って、私はその1件ぐらいが一番すごく印象に残っています。

いるんですけどもね。

質問者1 ところが仕事場がない。

A ないから、それをまたさっきの私の話で、ああいう田舎でも、I ももともと田舎なんんですけど、ちゃんとそれなりの学歴、資格を取った人たちがちゃんといかせる職場がなければ、やはり。

質問者1 何か事業か何かおこしたくなっていますね。

A やりがいもやはりそうだと。

課長 先ほど先生がおっしゃっていたんですけれども、昔ですとこういう地域でも林業が盛んでしたから、いくらでも仕事あったんですね。かれ払いの仕事とか木を切る木こりの仕事とか炭焼く仕事とか。それが全部今、アウトになってしまったがために、そこに住んでいる人たちはお仕事は。

質問者1 さっきの 25 歳の子も、木を切る仕事だったらできたかも知れない。

B 確かにいろいろ、私 3 カ月目なのであれなんですけど、いろいろ話してみたいなとは思っていましたね。なるべく家庭訪問をする時間をいっぱいつくって、まず話を聞くほうの側だと思いませんけれども。どういうことを考えて、何を楽しみをして、同じくらいの年代なのでうまく聞ければいいと。まず聞くことから始めようかなと思っていたね。非常に難しい話ですけれども、一緒に考えてやることぐらいしかできないものですね。限界がやはり。

質問者2 大変なお仕事なさっていると思います。

B 手取り足取りではないので、やはり本人なんですよね。

質問者4 G 町に行ってみないと。

質問者1 ・・・・歩いているんですよね。

質問者2 本当にきょうはいろいろ貴重なお話をありがとうございました。

質問者1 何かもし今。

質問者2 生活保護行政について思うところがあれば自由にお話ください。

B 課長がいらっしゃるので、萎縮してしまうかもしれませんけれども。

質問者1 こういう課長さんだったら大丈夫です。

B 私、純粹にこれはきついなと思っていますのが、都市部だとおそらく車がなくても生きていけると思うんですね。農村部というのは、バスが 1 時間 2 時間に 1 本。しかもバス停まで歩いて 2 時間平気であるわけです。奥の高齢者の方というのは、たまに病院に行くときに福祉バスというのが来るんですね。朝迎えに来て、夕方送ってきてくれるやつがあつて、うちのできるだけ近いところに来てくれるようなんですかけれども、それでもやはり 30 分とか 1 時間歩いてそこに行って待っていて、朝病院に行って先生に見てもらいつつの薬をもらって、午後買い物して、また福祉バスで帰る。福祉バスただなんですね。役場のほうでやっていて。そういう人たちがいるけれども、若い人たちというのはやはり足を使って動かないと何もできないといいますね。そういうふうに言わされたとき、ちょっと生活保護の限界を感じていますけれども。一律に車持てないというのはどうかなと。

質問者1 さっきの方もそうおっしゃっていました。車に問題はすごく大きいということで。

B 非常にそれは感じていて、それを言われると私も辛いという話をいつもしていました。どうにもかなわないですかねという話で。

質問者1 山あり谷ありで雪が降るという、そんなところは全然個別で・・・・・していないですからね。

B 高齢者の方であれば、それで 1 日というのがたぶんできあがると思うんですけども、若い人はそんなことでやつていられないですから、時間はそんなものにいちいち使っていられない。普通であれば車で 30 分 40 分すれば働く場所に来られる。でも、それも難しい。バスを使ってくださいという話しかできないんですね。正直それは感じました。一律というのが非常に難しいところですね。

質問者1 特に I の中でも、町によっても違いますしね。

B かといって、各福祉事務所の裁量でやるというのもまた難しいと思います。車の話、この地域は持つていい、持つてダメというわけにもいかないだろうし、車を持つということはさらにお金がかかるということですので、最低生活の原則を考えるとどうかなとなったり、こういうふうに決めるということはなかなか難しい仕事なんだという印象はあります。自立助長のほうの仕事がなかなかできていないというのは。

課長 それは大事ですね。

B 一番大事な仕事だけども、一番難しい。ケースワーカーのほうも難しいと思うぐらいですかね、ご本人たちは閉塞感なり脱力感なりを感じるところなんだと思いますけれども。よく車をこつそり運転しているような人とかいると、G メンのようにはりついていて、運転してはダメとしゃべったでしょうと。ちゃんと借りている車なら返すし、自分のものであれば処分してねといってやる

のも一応お仕事みたいな形になっているようなので、私、最初に来てそれを教わりましたので。あの人、車乗っているから気をつけて見ていてねと。何でだろうということから始まりましたので。

課長 じゃあ都会では認めるのかということですよね。要するに、田舎だから認めますということになれば、じゃあ都会に出なさいという話になってしまいますよね。どうしても。なぜそうなるかというと、その地域にまず医療機関がないと。そうすると医療機関がそこに来てくれるか、あるいは医療機関からお医者さんが来て巡回してくれるかというような制度にならない限りは、必ずそういう問題が出てくると思うんですよね。じゃあもしもそうなった場合、こういう地域であれば車を持っていいのかという問題になりますから、これはすごい難しい問題だと思うんですよね。車両だけではなくて。というのは、その地域における車の普及率とか、それからおじいさんおばあさんでどれだけの方が車を運転していて、そういう平均的なものを見て、Gでそれを緩めるということは、ちょっとやばいのではないかと思いますね。そういう方がいっぱいいるわけです。保護を受けなくても30分歩いている人。

B 一般の高齢の方々ですね。保護を受けない方々ですね。

課長 その方々に対して、理屈がつかないですよね。保護を受けている人だけが車持つのを認めると。それはそっちのほうが便利ですよ。都会の人から見れば。でも、そこに住んでいる人たちとはそれが当たり前と思ってやっているわけですから。

B それはまた世代によって違いますしね。置かれている環境が年代によって。じいちゃんおばあちゃんいらないと思っている人もいるし。ないと不便だという。あれば何でも便利なんすけれども。でも、全部すべてというわけではなくて、やはり線引かなければならないというのが、運用的に一律になっている理由になっているのだと思いますけどね。非常に車のお話は難しいものがありますよね。

課長 車だけではないよね。

質問者1 そうですね。一つ一つの財の意味が違いますから。車で急にやる気が若い人が何かで活動意欲が出たりするなんていうことがもあるとすると、おじいちゃんおばあちゃんにはそういう欲求は車に対して抱かなくても、若い人にとってもしそれがあって自立につながるならと、勝手に机上の上では思っていますが。

課長 もしも若い方がそこから・・・・れると。職場へ。そうなると、また話は別なんですよね。それは事実上・・・・になるからということで、生活保護の中でも認めていいよということになっているわけですよ。

質問者1 医療扶助か何かで。

課長 でも、一般的にそれが一般的ではない時代に、だからといってそれを一般的にするべきなのかどうなのかというのは、すごい重要な問題だと私は思うんですよね。例えば、郡部で私がやっていたころは、高校進学率が10%もなかつた地域をやっていたんですよ。でも、私が生活保護やつたときに、高校にみんな進学させろといって進学させたんです。そうしたら生活保護受けているやつだけが進学した。地域の人たちになんば言われたかわからない。失敗したなと思いましたけど。はっきり言って。

B よかれと思ったけれども。

質問者1 すごくわかる失敗だと。

質問者2 でも、やはり息子さんたちも教育を受けて、なるべく親に仕送りするような収入を得るようになってほしいと思いますものね。

課長 それが普通の我々の感覚じゃないですか。そういう感覚じゃないんですよ。その地区は。めったなことはできないなということですね。

質問者2 全員が受けているならまた別ですけどね。受けている人と受けていない人がいるから、同じ生活レベルでも。本当にありがとうございました。

質問者1 お話を聞きまして、目からうろこが落ちるような話がたくさんありましたので、少し私たちの印象にとどまったものをまとめてみたいと思います。それはできるだけプライベートな名前は出さない形で編集はしますので、そちらにお見せして、また送り返してください。ここの表現、実はちょっと違うなというところもあるでしょうし。逆に、何かありませんか。こんなこともってしてほしいというような。もし研究レベルで。なぜか研究費がついてしまったんですね。変な言い方ですけれども。ほかが厳しいになついたんだろう、何を期待されているんだろうというところも私たちあるんですよ。

質問者2 でも、本省のほうでは生活保護はもうそろそろ何かしなければいけないのではないかという意識は高まっているようではあるんですけどね。

B それは社会保証の要ですからね。一番古いし。私は行政職で入っているんですけども、この仕事はいつか経験しなければいけないと常々思っていて、希望で来ていましたので、多くの先

輩方も同じ悩みをたぶん経験しているんだと思うんですね。県も市の職員の人たちは。でも、たぶん戻ってきてあまり変わっていないなというのも思われると思うんですよね。

質問者2 先ほどの方もおっしゃっていましたね。

B 制度の根本を変えるとなると、国の社会保障の考え方がガラッと変わるような大きな話になるのだろうなというのは印象としてありますね。一番要の部分だと思いますので。というのが、ちょっと行政初心者の話です。だからなかなか変えられないというのがあったんだと思います。

課長 ····· 最低生活とは何ぞやという部分ですね。最後までわからないですね、私は。生活保護の目的が最低生活と自立の助長ですよね。最低生活の保証ということに関しては、事細かに···というのが出るじゃないですか。自立の助長に関しては、みんな個々に任せているんですよ。そうするとその個々の人間性、例えばみんな、彼なら彼の独特のものがある。KさんはKさん独特のものがあるし、CさんはCさんの独特のものがあるし、その個性をいかにいかすかと。そう考えるときに、今は脱個性でみんな個性のないやつがいるじゃないですか。こういう福祉事務所の現場みたいなところは、おそらく貴重なのではないかと思いますよ。こんなに個性の集まりで、個性豊かにやらざるをえないというか、やらないとできないですよ。

質問者1 一つだけ最後に、さっきの方たちが生活保護というのは丸裸にされてようやく入っていって、出るときは外套も着せずに出すという。そういうイメージがあるとおっしゃったのですが。

A そうですね。申請してから決まるまで、どう頑張ってもお金出るまで1カ月ぐらいかかるわけで、その際に調べていく際に、かたや全然ゼロの状態で来ますし、1カ月間どうするんだろう。だれがこの人救うんだろう。生活保護申請しているのにとって。だから、その矛盾点が一つあるし、あとは10万円例えれば貯金があったと。1カ月後に決まって却下になる。だけど1カ月後にはゼロ円になった。その人でも却下ですしね。だから、そこら辺が非常に。だから窓口業務なら窓口業務ができるところがあるのでないかと。そのゼロ円にして申請させてOKという制度であれば窓口業務にさせて、いわゆる申請にきました。あなた本当にゼロ円なんですね。そこで確認してとにかくお金を出してあげる。金銭的に困って、あした食うものもないのあればですね。というふうに思つてしまったりするときがあります。出るときのことについては、なかなかまだ経験不足であれなんですが、入るときに申請のときについてはずつと思っていました。

質問者1 それに関しては···としては2,3カ月間、長期保護というのを最初から想定するから丸裸にしてしまう。ところがそれを2,3カ月間のちょっとの急場をしのがせて、それで送り出すという。そういうこまめな形にならないでしょうか。課長さん。

課長 ····· 私が高度経済成長期にやったケースワーカーとすれば、今月の自立目標こいつどこいつということでやってできましたものね。廃止ではないですよ。自立させていったんすけれども、やろうと思えばできるんですよね。ですからこの計画、この人はこういうふうにやっていけばこうなるなというのはもう見えててしまうという形だったんですけども、今の状況の中では見えないと思うんですよ。しかも、あなたどうやって自立するのとその人に聞いたら、ずっと一生保護を受けたいというばか者が何人もいます。本当に。黙って保護を受けて暮らしたい。はつきり言いますからね。文句があるなら切ってみろと。切れないですよね。

質問者1 何歳ぐらいの方ですか。

課長 50何歳ですよね。

B やはり一番私は思ったのは、丸裸の話は一番最初に思いましたね。やはり出していくときは先輩方と同じで、やはり何も持たせていないというのは確かにそうなんだろうなというふうには思いますけれども、もともとこの生活保護法という法律のあり方というかポジションというかが、いろいろなことやっていますよね。国で社会保障の政策いろいろやっていて、何ともならないと初めて生活保護が一番最後の砦としてあるというのが一応お勉強で習った話なんですけれども、でも、役場のほうの考えもちょっと弱いところがあって、何ともならない、困ったら生活保護だというふうに流していくような形がある意味見受けられるんですよね。私は県職員すけれども、もっと現場に近い町村が采配できるような制度でなければダメなのではないかと。それでも何ともならない場合、判断してくれとうちによこしてもらえば、役場さんであなた生活保護だめですよというのはたぶん言いづらいと思うんですよね。担当者は顔わかつていますし、近所の人だつたりしますから。でも、県が判断するのは、いくらでも顔見えないですからしやすいと思うんですよ。ただ、もつとほかの生活保護以外の準生活保護といいますか。それよりちょっとタイムリー的な政策がもつとたくさんあれば、純粹な意味の生活保護は件数減る場合もあるかもしれないですね。その辺がないのではないかと逆に。

質問者2 本当の最後の最後の砦しかない。

B 生活保護の一歩手前、保護ではないけども一時保護みたいなライトなあれがあればいいのかなという。そうすればうちの仕事も少なくですむんでしょうね。身障者とか精神の方とか知

的の方とか、そういう社会的にちょっと恵まれていない方であればいろいろな政策あるんでしょうね。けれども、ちょっとやる気がなくて困って飯が食えないと。アメリカ的に言えばそんなんのおまえの責任だになるんですけれども、じゃあ家にこもって鬱になってしまってこの人はどんなんだとなると、やはり面倒見てあげないと死んでしまいますから。というような、でも、少し頑張れば立ち直るのではないかという人のためのライトな生活保護みたいなものが一歩手前にあればいいのかなと、非常に思うところではあります。勉強不足ですけどね。

課長 一つは、真っ裸にして出してやることは絶対ないと思うんですよ。我々ケースワーカーとすれば。少なくとも郡でたぶん同じような生活だと思いますけれども、何を丸裸というのかという話なんですね。だから、そういう認識はちょっと違うんじゃないというのが一つあります。もう一つは、先ほどもお話をあったようですが、生活保護の制度として、彼はその前段階の制度、それもあれなんですけれども、私とすれば生活保護の補足性とか、根本的に見直して、一律なんばでやらざるをえないのではないと思うんですよ。この時代。だって、隠そうと思えば隠せますからね。おれならできますよ。はっきり言って。

B ・・・・可能ですよね。金融機関は調べるけれども、あれは何日か前に・・・さて、壺に入れて土の中に埋められていれば絶対無理ですし。私いつも思うんですけれども。

課長 根本的に制度を見直す必要があるのではないかという気がするんですけどね。だから、これはあくまでも私の考えなんですけど、みんな考え方違いますのであれなんですけども。保護の補足性で足りない部分を補いましょうではなくて、保護が必要ならばこの人にはいくら出しましようみたいな制度にせざるをえないのではないかと思うんですけどね。それを調査しなかったからどうたらこうたら、税金を使っているのにどうたらこうたらというのは、・・・・だから最低生活の保証と自立の助長はものすごい理念としてすばらしいので、それはそのままいかしてもらって、補足性の原則をなくせば。

質問者 1 そうですね。一律にあげて、でも出たい人はどんどん出ていくというふうになっていけば。仕事の機会があれば出でていきますよね。お話を尽きないですけれども。

質問者 2 本当ありがとうございます。ご家庭に帰るのを引きとめてしまつて申しわけありません。

質問者 1 あと、何年ぐらいいらっしゃるんですか。

A 私は今、3年目で、全然こういう福祉の現場にくるというのは採用当時は全然思わないでいた人なんですけれども、高校卒業で県庁に入りました、仕事して、たまたま出会った人からこういう任用資格というのがあるから取ってみないかというので取ってみて、それで・・・・やはりせっかく取った資格なので、いかせていかなければ損、ばちが当たるかなという。(終了)

平成14年度 厚生労働科学研究費補助金政策調査研究事業

「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」プロジェクト（主査：後藤玲子）

1. 全般的な傾向について

①被保護世帯数、②保護率（人口1,000人に占める生活保護受給者の割合）③保護開始理由、退出理由、④扶助内容別傾向：例えば、医療扶助、介護扶助など。

2. <貧困>の変化について

現代における貧困はどんな姿をとっているのだろうか。例えば、「消費をどんどん拡大し、しまいにサラ金に手を出したがために生活困難に陥ったケース、就労能力はあっても新しい環境への適応が困難であったり、他者とのコミュニケーションが不得手であるために、実際に就労することが困難であるケース、さらに、大工などの仕事の需要が減り、収入が入らなくなったケース」を耳にすることがある。神奈川ではどうか。

3. <最低限の生活水準>について

例えば高齢者は衣食住費は比較的少なくてすむものの、近所や親類との交際費がかかるかもしれない。子どものいる世帯にとっては、子どもの将来に向けての貯蓄が必要と考えられるかもしれない。はたして、最低限の生活水準の中身をどんな風に捉えたらよいのか。

4. 就労意欲について

母子世帯の就労に関する近年の傾向は？障害世帯・傷病世帯、あるいは高齢者世帯の就労に関する近年の傾向は？就労して自立するか、生活保護を受給するかのいずれかで迷うケースについて、どのように判断したらよいのか。

6. 自立支援について

生活保護受給者（あるいは受給を希望する人）において、<自立>ということの中身や意味をどのように捉えたらよいのか。

7. 適正な給付内容・水準について

例えば、一人世帯、母子世帯、4人世帯など各々のケースにおいて、現行の給付水準はどのように判断されるか。

8. その他現行の生活保護制度のあり方に関する意見・感想何でも

3) K県ケースワーカーおよび
生活保護行政官のヒアリング

平成 14 年度 厚生労働科学研究費補助金政策調査研究事業
「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」プロジェクト

生活保護に関する実態調査：福祉事務所のケースワーカーからのヒアリング記録

No.2

文責 後藤玲子

実施日：2003 年 3 月 17 日

所在地：東京近郊 K 県。

対象者：福祉部生活援護課の監察官（40代男性 1 人、30代男性 2 人、30代女性 1 人）

参加者：後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）・勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所）・阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）・八田達夫（東京大学）・菊池馨実（早稲田大学）・東康祐（日本社会事業大学大学院）

場所：松本楼 3 階会議室

ヒアリングの概要

1. 全般的な傾向

平成 4 年から伸びはじめ、この 2、3 年はとくに伸びが大きい。ホームレス、失業した中高年の伸びが目立つ。地方では、漁業・農業の衰退、観光資源の衰退による失業者の影響が大きい。女性の場合は仲居さんなど。都市近郊ではホームレス・自営業者・賃貸低所得者の受給開始が多い。

2. 給付水準について

①確かに、生活保護の給付水準の方が国民基礎年金を上回るケースがある。だが、そのことは即、現行の生活保護の給付水準が高すぎるという議論には直結しないだろう。むしろ、そのような議論に先立って、年金その他の社会保障制度の水準が（ひとが生きていく上で）適正であるか否かが問われるべきだ。

②母子 5 人世帯 1 級地では 30 万を越える額が支給される。（だが、そのことはかならずしも母子世帯の労働意欲の喪失にはつながらない。）母子世帯の中には、たとえ稼得所得が 30 万に満たないとしても、自家用車を保有したいから、生活保護の申請はしないというケースもある。あるいは高賃金を手っ取り早く得ようと歓楽街に流れる場合がある。むしろ問題は、就労の質（就労を通じて本人が達成できること）と家に残される子どもたちへの保育の質である。例えば、夜歓楽街に働きに出かける間、子どもを家に一人でおくような場合は、子どもへの影響が心配される。母子世帯に関して、そのような問題が予想される場合には、むしろ生活保護の受給を勧める場合がある。